

- ・併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。
（7月14日以降、順次関係業界に通知）

ウ. 製造工場等における措置

- ・製造工場等におけるアスベストばく露防止措置、大気環境への飛散防止措置を徹底する。（7月12日及び15日、都道府県、都道府県労働局、関係業界等に通知）
- ・大気汚染防止法の規制対象事業所の名称及び場所について集計・公表する。（8月26日公表）
- ・アスベストばく露防止対策に関する相談窓口を設置する。
（7月8日、中央労働災害防止協会に設置）

エ. 既存建築物等における措置

- ・建築物におけるアスベスト対策を早急に取りまとめるため、社会資本整備審議会にアスベスト対策部会を設置し、建築基準法令によるアスベスト建材の規制のあり方などについて早期に検討する。（8月19日に設置）
- ・公共施設におけるアスベスト使用の状況把握に努めつつ、道路関係施設におけるアスベスト対策のあり方などについて有識者委員会を設置し、早期に検討する。（8月29日設置予定）

オ. 建設業における行動計画の作成

- ・多数の講習会を実施する等の具体的な行動計画の作成、報告を関係団体に対し求めることにより、解体工事における関係法令の遵守を徹底させる。（8月1日通知、9月11日提出）

カ. アスベストの適正処理費用

- ・アスベストが適正に処理されるためには関係法令を遵守した計画に基づき正しく見積りが行われる必要があるためアスベストの処理費用に関する情報の収集、提供を行う。
（8月26日公表）